

信託と暗号通貨の資産性

大阪府立大学大学院教授 辻 峰 男

目 次

1. はじめに
2. IASBにおける会計基準開発の動向
3. 暗号通貨の保有に関する先行的意識調査
4. 暗号通貨に関する意識調査の実施
 - (1) データと方法
 - (2) 結 果
 - (3) 考 察
5. 会計と通貨
 - (1) 価値と価格
 - (2) 暗号通貨の資産性
 - (3) 簿記上の取引
 - (4) 通貨の特徴

1. はじめに

わが国における会計基準設定機関である企業会計基準委員会は、世界にさきがけて平成30年3月14日、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（報告第38号）を公表した。そこでは仮想通貨の定義を「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）に求める一方で、「仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資産として取り扱ひ得る」（第27項）としている。

報告第38号は、仮想通貨の会計処理を策定するにあたり、既存の会計基準との関係を整理する（Ⅲ.1.(2)）。対象とされた資産は、外国通貨、金融資産、トレーディング目的で保有される棚卸資産、無形固定資産である。整

理の結果、「仮想通貨については、直接的に参照する会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定め」（第33項）るに至っている。

他方で、国際的なレベルにおいても、仮想通貨の会計処理を定めるべき基準の開発ないし議論が進められてきた。次節では、国際的な会計基準を設定している国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、IASB）による暗号通貨（仮想通貨、暗号資産）に関する会計基準開発の動向をフォローしている。

暗号通貨の可能性と問題点はどこにあるのか。デジタル技術の発展を所与としてこの素朴な疑問に答えるべく、第3節での先行調査の結果を踏まえ、わが国の大学生を対象にその今日的な理解、態度、信託の利用の可能性等に関して意識調査を実施し、第4節にその

結果を示している。

第5節では、会計から暗号通貨を再考するべく、法学および経済学の知見を借りつつ、価値と価格、認識と測定、通貨の特徴を理論的に分析しようと試みている。

2. IASB における会計基準開発の動向

事実上の国際的な会計基準である国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard, IFRS) にも米国会計にも暗号通貨を直接的に取扱うガイダンスが存在しない状況にあって (Kam 2017)、暗号通貨の市場の急速な拡大が IASB のような力のある団体に対してその会計ガイダンスの開発を至急に

求めていた (Dzinkowski 2019)。

表1は、IASB とその関連組織による暗号通貨に関する会計処理を決定するに至る動向を整理したものである。特に IFRS 解釈委員会 (IFRS Interpretations Committee, IFRS-IC) のひとつの目的は、IASB の要求に応じて他のタスクに着手することであり、これらの活動はデュー・プロセスの一部と位置付けられた (アジェンダ・ペーパー 4 2019, par. 32)。暗号通貨に関する会計処理を定めるにあたり、問題のひとつは、現金同等物や伝統的な金融商品のこれまで用いられてきた意味とは折り合わないことであった (Cowly 2018)。

2018年1月、IASB はコモディティ・ロー

表1 IASB による暗号通貨に関する会計処理に関する文書の公表

年月	会合	プロジェクト	文書
2016.11	IFRS-IC	コモディティ	AP10: コモディティ・ローン
2016.12	ASAF	アジェンダ項目	デジタル通貨 AP5: AASB によるデジタル通貨の見解 AP5A: 英国デジタル通貨協会 (UK Digital Currency Association) の報告
2017.3	IFRS-IC	IFRIC Update	アジェンダ決定、AP8D: コモディティ・ローン
2018.1	IASB	コモディティ・ローンとその関連取引	AP12A: 潜在的な新しい調査プロジェクト
2018.4	ASAF	コモディティ・ローンとその関連取引	AP3: ASAF のフィードバック
2018.5	EEG	コモディティ・ローンとその関連取引	AP2: 新興経済グループ (Emerging Economies Group) のフィードバック
2018.7	IASB	コモディティ及び暗号通貨に関連する取引	AP12D: 潜在的な新しい調査プロジェクト
2018.9	IFRS-IC	暗号通貨	AP4: 表紙 AP4A: 暗号通貨の保有 AP4B: 可能な基準設定 AP4C: IOC
2018.11	IASB	暗号通貨	12D: 潜在的な新しい調査プロジェクト
2019.3	IFRS-IC	暗号通貨の保有	AP4: 継続検討項目
2019.3	IFRS-IC	IFRIC Update	暫定アジェンダ決定、AP4: 暗号通貨の保有
2019.4	IASB	実施事項	AP12B: IFRIC Update (March 2019)
2019.6	IFRS-IC	暗号通貨の保有	AP12: アジェンダ決定の確定 AP12A: コメント・レター
2019.6	IFRS-IC	IFRIC Update	アジェンダ決定、AP12: 暗号通貨の保有
2019.7	IASB	実施事項	AP12: IFRIC Update (June 2019)

ンとその関連取引を扱ったが、そのアジェンダ・ペーパー 12A によれば、2017年3月におけるコモディティ・ローンに関するアジェンダ決定に従い（アジェンダ・ペーパー 8D）、特定の取引がいずれの IFRS の範囲にも該当しえないことが明らかであると IFRS-IC が認める（par. 1）。ある項目が「中央銀行によって発行されたものではないが、現金に類似する方法で用いられている」（par. 21）ことを理由とする。そのひとつがデジタル通貨（digital currency）すなわち暗号通貨であり、後に特定のテーマとして識別されるものである。

これより前の2016年12月、オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board、AASB）は、会計基準アドバイザー・フォーラム（Accounting Standards Advisory Forum、ASAF）においてアジェンダ・ペーパー 5（AASB 2016）を提出していた。そこでは、現行の会計実務を鑑み、暗号通貨に関する会計について、現金と現金同等物、他の金融資産、棚卸資産、無形資産に関する会計処理との比較において検討する（p. 8, Appendix A）。これら4種類の資産の性質を照らし合わせ、暗号通貨が現金と現金同等物、他の金融資産には該当しないこと（pp. 9-12）、棚卸資産と無形資産には該当しうることを示す。他方で、棚卸資産と無形資産に関する既存の IFRS が投資目的で保有される項目や現金に類似する性質を有する項目を取扱っていないということを指摘する（p. 16）。そのうえで、暗号通貨の測定には、損益を通じた公正価値による測定が性質にかなうとする一方で（p. 18）、このアプローチが成功（par. 25）しない可能性も示唆する。

2018年4月に行われた ASAF の会合において、IASB は、潜在的に新しい領域の IFRS を開発するにあたり、投資目的で保有される資産を定義する必要性を認識し（par. 44）、暗号通貨がこれに該当するとみなした

（par. 49）。暗号資産に関しては上記 AASB（2016）の分析に加え、わが国の企業会計基準委員会による報告第38号に関する情報提供がなされた（pars. 21, 24）。さらに、損益計算を通じた公正価値測定の投資家へ最も有用な情報を提供することが非公式に認識された（par. 50）。

2018年7月、IASB は、暗号通貨の保有に関する議論を行う。アジェンダ・ペーパー 12D によれば、暗号通貨の会計処理として、金融資産として取扱えば損益計算を通じた公正価値で、無形資産として取扱えば原価モデルまたは再評価モデルで、棚卸資産として取扱えば原価または損益計算を通じた公正価値でという選択肢が提示、分析された（par. 47）。しかし IASB は、暗号通貨に関するプロジェクトの開始に関してその優先的な順位を示す十分な証拠がないとして、個別のプロジェクトとしての取扱いを否定する。他方で、企業が既存の IFRS を暗号通貨に適用することに関する短期的な作業は便益を認めうるとし、IFRS-IC がその作業を担当するにふさわしいとした（pars. 69-71）。

2018年9月、IFRS-IC はその会合において、暗号通貨の保有等に関する会計処理に関して既存の IFRS を適用する方法について議論した。アジェンダ・ペーパー 4A はそのスタッフ分析を記載している（pars. 7-72）。暗号通貨の定義を Investopedia から用いており、セキュリティのために暗号を用いたデジタルまたは仮想の通貨であり、一般的には法域で発行されたものではないとする（par. 4; Investopedia 2020）。当該スタッフ分析は、暗号資産の性質を鑑みて、資産および既存の IFRS を3つに類型し、その整合を検討する。表2は、その分析の主たる結果を要約したものである。

2018年9月の『IFRIC Update』によれば、IFRS-IC はその会合において、暗号通貨の保有に関する会計処理を決定する際の適用する方法を論じ、情報の有用性および可能な会

表2 2018年9月付スタッフ分析の主要な結果

類型・IFRS	下位類型	定義及び会計処理	暗号通貨の適合
金融商品 IFRS 9 IAS 39	現金	1) 交換手段 2) 計算単位 3) 法定通貨 4) 価値の貯蔵	1) 否 2) 否 3) 否 4) 否
	現金同等物	現金総額が当初投資時に知られなければならない	否
	他の金融資産	1) 他企業の持分商品 2) 現金等を受取る契約上の権利 3) 金融資産を交換する契約上の権利 4) 自らの持分商品を清算する特定の契約	1) 否 2) 否 3) 否 4) 否
棚卸資産 IAS 2	棚卸資産	1) 通常の営業活動において販売目的で保有 2) 当該販売のための製造過程にあるもの 3) 製造等において消費される原材料の形態にあるもの 4) 原価または正味実現価値のいずれか低い方で測定	1) 是 2) 否 3) 否
無形資産 IAS 38	無形資産	1) 企業から分離されかつ販売可能であること 2) 非貨幣性項目 3) 物理的実体を有しない 4) 原価モデルまたは再評価モデル	1) 是 2) 是 3) 是
	限定化された活動 または取引	異なる方法での取扱いが必要とされる会計問題	是

計基準設定活動について助言を与えた。その後同年11月、IASBは、その会合において、暗号通貨を議論した。暗号資産の保有を報告する上場企業のIFRS適用報告書に記載される財務諸表に関する調査結果が含む (pars. 52-60) アジェンダ・ペーパー 12Dによれば、IASBの見解としては、暗号通貨の保有は、通常の営業過程において保有されていないのであれば国際会計基準第38号「無形資産」(IAS38)を適用して無形資産の保有として会計処理すべきであり、それ以外の場合には国際会計基準第2号「棚卸資産」(IAS2)を適用して棚卸資産の保有として会計処理すべきであるというものであった (par. 61)。新しい会計基準を開発すべきかに関する問題には、得られた証拠からは肯定しないという判断を下し、暗号資産の開発をモニターすることおよびIFRS-ICに既存のIFRSの適用を明確にするアジェンダ決定の検討を求めることを勧告した (pars. 68-70)。

2019年3月、IFRS-ICは、①暗号通貨保

有に関する会計処理を決定する場合の既存IFRSを適用する方法、②当該適用が財務諸表利用者には有用な情報を提供しうるか、③会計基準の開発が必要かについて議論した (par. 1)。これら検討項目のうち①および②については上記アジェンダ・ペーパー 12Dで言及されたIFRSの同一パラグラフが適用されるものとされ (pars. 14-15)、③については、7名の委員が時期尚早とする一方で、一部委員からはその普及を予見して、その分野の開発をモニタリングすることが提案された (par. 27)。さらに、IFRS-ICがアジェンダ決定において暗号通貨保有に対するIFRS適用方法を規定することが有用であると、一部ステークホルダーから提案された (par. 34)。

これらをふまえ、IFRS-ICは、アジェンダ仮決定の公表を推奨するに至った。2019年3月の『IFRIC Update』には、アジェンダ・ペーパー 4「アジェンダ仮決定としての暗号通貨の保有」が所収されている。

その後2019年6月、IFRS-ICは、アジェ

ンダ決定を確定させるために、アジェンダ仮決定に対するコメントの分析を行った。アジェンダ・ペーパー 12によれば、20のコメント・レターのうち7がそのテクニカルな分析とアジェンダ決定の確定に賛成していた。IASBは、この分析に賛同する一方でアジェンダ決定については触れてはいない (pars. 8-9)。他方で、わが国の企業会計基準委員会からのそれを含む16のコメント・レターは、最終的なアジェンダ決定に代わるかこれに追加する形でIASBが暗号通貨の保有に関する会計基準を設定することを検討すべきであると提案していた (par. 14)。

既存IFRSの適用に関する部分について、最終的に正式確定するアジェンダ決定は、アジェンダ仮決定から変更は加えられていない (Appendix A)。そして2019年6月の『IFRIC Update』において、アジェンダ決定としてアジェンダ・ペーパー12「暗号通貨の保有」が公表され、暗号通貨の保有に関する会計処理が確定するに至った。

3. 暗号通貨の保有に関する先行的意識調査

暗号通貨に関して行われた調査等として少なくとも3つの先行的なそれを挙げるができる。そのうちの2つは暗号通貨の使用に関して肯定的な結果を示し、他のひとつは消極的な結果を示す。

肯定的な結果を示した調査のひとつは、国際通貨基金 (International Monetary Fund、IMF) によるものである。IMFは、暗号資産の利用が増大することを先に報告していたが (IMF 2018)、2019年にソーシャル・ネットワーク・サービス (social network service、SNS) のひとつであるツイッター (Twitter) 上で「5年後に昼食代をどう支払う？」と英語を用いてツイートしたところ、同年4月時点で37,660の回答を得た (IMF 2019)。回答上4つの支払手段が提示されて

いたが、多く選択された順に「仮想通貨」(56.2%)、「携帯電話」(27.3%)、「銀行カード」(8.5%)、「現金」(7.9%) という結果であった。

過半数の回答者が暗号通貨 (仮想通貨) を選択し、現金を選択したものが全体の1割にも満たないという結果を示したこの質問回答者の属性について示されてはいない。回答者は世界中に所在し、SNSツールに長けており、伝統的な支払手段よりも今日的なそれを好んでいるということを想像するのみである。

暗号通貨に関する調査として積極的な結果を得た他のひとつは、2019年1月から2月にかけて、GMOコイン株式会社がその10,964人のユーザー (顧客と解される) に対してウェブ上において日本語を用いて行ったものである (GMOコイン 2019)。

質問のひとつは、暗号通貨の今後の活用方法について問うものであった。回答数の多い項目としては「投資 (長期保有)」(72.7%)、「投資 (短期保有)」(32.1%) があり、逆に少ない項目としては、「資金調達」(8.8%)、「送金手段」(13.6%)、「決済手段」(19.2%) であった。他の質問には、暗号通貨以外の資産運用の方法を問うものがあつた。回答数から3つのグループ化してみると、回答数の多い項目グループには「他の資産運用はしていない」(40.9%)、「株式取引」(34.3%) があり、少ないグループの項目には「社債」(1.2%)、「国債」(2.2%)、「先物取引」(2.9%) 等があり、中間グループとして「外国為替証拠金取引」(21.9%)、「投資信託」(21.2%) 等の項目がある。この調査の対象者には暗号通貨の保有や売買を含む調査実施企業から提供されるサービスについての経験を有していることから、暗号通貨の保有が投資を目的として実施されていることは興味深い。

暗号通貨の取引開始時期に関する質問項目によれば、回答者の72%が2018年以降であることから、調査対象者の多数が暗号通貨に関する取引の経験がおおむね1年以内ということになる。このことを先の暗号通貨の今後の

活用方法において最大の回答を得た「投資(長期保有)」と合わせて鑑みれば、調査対象者の意識の中においてその市場の長期的な拡大に対する期待を伺うことができる。同時に、調査対象者は、他の資産運用との比較において、「相場変動の激しさ」(56.0%)や「仮想通貨自体の信頼性」(40.0%)という暗号通貨の性質に加えて、「取引所のセキュリティ」(48.4%)および「取引所の信頼性」(31.7%)という暗号通貨の交換業者について不安等を感じており、特に後者について、暗号通貨が法定通貨とは異なり、交換手段としての利用を阻害しうる要因となりうる可能性を示す。

さてこれら2つの暗号通貨に関してどちらかといえば肯定的な結果を示す調査に対し、愛知県が行ったアンケート調査は、暗号通貨に対して否定的な結果を伴うものであった(愛知県2018)。

この愛知県調査は、「年に1度、消費生活に関する問題についてテーマを設定し、消費生活モニターにアンケートを実施してい」る一環として2018年7月から8月にかけて行われたものである。暗号通貨に関するテーマ設定の背景として、2017年4月の資金決済法の改正後も当該通貨のトラブルが後を絶たない状況を踏まえ、「被害の未然防止・拡大防止に向けた消費者の意識、行動などを把握し、今後の施策の参考とするため」であったという。

したがって調査対象者は愛知県消費生活モニターに限定され、モニター198名に対して得られた有効回答者数は176名、有効回答率は88.9%であった。さらに、「本アンケート調査の回答者の約7割が女性、約5割が60歳以上であり、結果についてはこれらの特性に留意する必要があります」と、報告書において調査対象者の属性について記載している。

暗号通貨に関する質問の内容は、保有状況、理解度、安全性、消費者トラブルおよび疑問・不安な点にかかわるものであった。

現在及び過去において暗号通貨を保有した経験のある調査対象者は1.7%に過ぎないのに対して、暗号通貨を「保有していないし、今後も保有しようとは思わない」調査対象者は88.0%にのぼる(p.6)。この調査対象者の暗号通貨への理解度は、「知らない」と「仕組みはわからない」を合わせると93.2%であり(p.2)、元来「興味はない」(77.6%)のである(p.4)。

「保有していないが、機会があれば保有してみたい」と回答した調査対象者を暗号通貨保有経験者に加えた合計11.0%の調査対象者に対してその保有目的を質問したところ、「投資」と「資産」がそれぞれ47.6%ともっとも回答が多く、次いで「決済手段」(28.6%)、「送金手段」(4.8%)であった(p.7)。投資目的の多さはGMOコインによる調査結果と同じであるが、調査対象者の一定割合に暗号通貨に対する通貨としての役割を想定している点がIMF調査の結果に類似し、興味深いところである。

暗号通貨の性質に関して2つの質問がなされている。ひとつは暗号通貨の「安全性に関して感じる点」であり、「信用していない」と「どちらかといえば信用していない」を合わせると調査対象者の85.7%を占める(p.5)。他のひとつの質問は、暗号通貨の疑問点、不安な点に関するもので、疑問点についての回答は「価格の決まり方が分からない」(56.6%)、「多くの種類があるが、その違いがわからない」(55.4%)とその性質に関するものが多く、次いで「使い方がわからない」(48.6%)、「どのような役に立つかわからない」(41.1%)、「どこで購入するのかわからない」(34.9%)と用途に関する回答が続いた。不安な点に関しては、「突然価値がなくなると不安」(60.6%)、「値動きが激しく損をしないか不安」(48.2%)という暗号資産の性質に関する回答と、「不正流出しないか不安」(60.6%)、「犯罪に利用されないか不安」(47.6%)という暗号通貨交換業者のセキュ

表3 暗号通貨に対する意識に関する先行調査の比較

	IMF (2019)	GMO (2019)	愛知県 (2018)
保有の目的			
決済手段	56.2%	19.2%	28.6%
投資	—	72.7%	47.6%
暗号通貨の性質			
不安・不信	—	40.0%	85.7%
価格の暴落	—	56.0%	60.6%
交換業者			
セキュリティの欠如	—	48.4%	60.6%
不安・不信	—	31.7%	—

リティに関する回答が多く得られた (p. 12)。

表3は、3つの先行的な調査結果の概略を比較したものである。

暗号通貨に関するわが国における調査結果を理解するうえで、家計に関する経済的な現状を知っておくことが有用かもしれない。日本銀行 (日本銀行 2020) によれば、わが国の家計の有する金融資産の構成は、「現金・預金」(54.2%) に対して「債務証券」(1.4%)、「投資信託」(3.4%)、「株式等」(9.6%) である。他方、米国についてみるとこの構成比率は逆転し、「現金・預金」(13.7%) に対して「債務証券」(6.0%)、「投資信託」(12.3%)、「株式等」(32.5%) である。

約20年前の2001年6月26日に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、「従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替え」(p. 3) が改革プログラムの内容に含まれていた。しかし、現状の数値を鑑みるに、貯蓄中心の従来の日本国型から投資中心の米国型への移行が、わが国において必ずしも容易ではないことが示されうる。その理由は資金循環にある「保険・年金・定型保証」や閣議決定における税制なども含め複合的に検討されるべきものであろうが、「投資」に対する「貯蓄」ではなく、より根源的に、「貯蓄」機能を有する現金すなわち通貨に対する特別な意識がわ

が国には存在するようにも思えてならない。

金融広報中央委員会 (2020) によれば、これら金融資産は年齢の高いほどに多く保有されている。わが国の国民性は伝統の維持と革新の遂行とで特徴づけられることがあるが (例えば Reischauer & Jansen, 1995, p. 437 参照)、先の愛知県調査においても暗号通貨に対する否定的な回答の得られている中、「仮想通貨の普及の見通し」については「すぐに普及すると思う」(2.3%)、「時間はかかるがいずれ普及すると思う」(20.1%) に加え、「普及はしないが無くなることもないと思う」(51.7%) と技術革新とその影響を肯定的に受け止める一定の割合が存在している。ここに、「若い世代の日本人は、暗号通貨に対して、通貨としての機能を保持する法定通貨に対する伝統を維持しつつ、暗号通貨への認識を新たに構築し、来るべき未来における変化へ対応する準備を凶っている」という仮説が提示される。

4. 暗号通貨に関する意識調査の実施

(1) データと方法

2019年5月から6月にかけて、大阪府および兵庫県に所在する3つの大学の学士課程学生578名に対して、質問用紙を配布する方法で暗号通貨に関するアンケート調査を実施した。有効回答数は559、有効回答率は96.7%

であった。

先に記した先行的な調査を鑑み、質問票の内容を以下の4区分から構成した。

- i. 回答者の属性：大学、学部、学年、知識
- ii. 暗号通貨の性質：安全性、個人による管理、決済手段、投資の目的、現金・株式等との比較・魅力
- iii. 暗号通貨交換業者：セキュリティ、銀行との比較
- iv. 信託・信託銀行：役割、管理・運用

調査対象者の属性としては、性別（女性40%、男性60%）、所属学部（経営79%、薬19%、工2%）、学年（1年次19%、2年次51%、3年次22%、4年次9%）であった。なお調査対象者である大学生はすべて入学者選抜試験において外国人特別選抜等いわゆる留学生の定員枠の外にあったものである。仮想通貨の知識について、これら調査対象者の59.9%は、「言葉は知っているが仕組みはわからない」と回答していた。

アンケート調査票において、個人の属性に関する質問項目を除き、調査対象者は各質問に対して5点尺度での回答を求められた。すなわち、尺度1：信用しない/思わない、尺度2：どちらかといえば信用しない/思わない、尺度3：わからない/どちらでもない、尺度4：どちらかといえば信用する/思う、尺度5：信用する/思う、のいずれかを選択して回答した。得られたデータは、記述統計、相関分析及び因子分析を用いて解析された。因子分析において因子抽出法は主成分分析を、回転法はKaiserの正規化を伴うバリマックス法が用いられた。

(2) 結果

表4は、暗号通貨に関して実施したアンケート調査の質問項目とその回答の記述統計をまとめたものである。なおQ7はIMF調査と同じ質問内容であり、図1は本研究における回答結果とIMF調査結果との違いを示す。また、表5は、相関分析の結果を一部抜粋し

て示す。

因子分析の結果を示す表6は、2つの表から構成される。表6-1は説明された分散の合計を、表6-2は回転後の成分行列をそれぞれ示す。表6-1において、上位3因子がその累積寄与率が50%を超えることから、暗号通貨に関する意識として重要であることがわかる。これらの因子は、それぞれ上位から、「資産の潜在力」、「安全性」、「技術発展の受容」と名付けられた。分析における信頼性を担保するためクロンバックのアルファを計算したところ、その係数は0.807であった。この計算にあたり、Q8からQ23（ただしQ16からQ19を除く。）の12項目が用いられている。

(3) 考察

質問票を対面で配布する方法で実施した今回の調査結果によれば、わが国の大学生は、ビットコインを広く認識している一方で、必ずしも暗号通貨に精通しているわけではない。このことを踏まえつつ、図1に示される今回の調査結果が、直観的に感じるところとの関係で、一般的にわが国における暗号通貨に関する意識の実態に近いことを認識させる。調査対象者である大学生において暗号通貨の利用は想定されておらず（3.8%）、半面、「現金」の継続的な使用が予定されており（35.6%）、法定通貨の交代のような事態は未来に描かれていない。

他方で、スマートフォンを含む「携帯電話」（40.1%）が回答数の最大割合を占めたことは、ここで学術的な証拠を示せないものの、キャッシュレス・ポイント還元事業の実施に向けた宣伝広告等の影響を受けてのことと考えられる（経済産業省、2020参照）。また、「現金」と「携帯電話」の間に「銀行カード」（20.5%）が位置付けられており、銀行の果たす役割ないし信頼性が時間の経過や技術の発展とともに変化しつつも維持されていくことも認められる。いずれにせよ調査実施の時点では、5年後に「暗号通貨」の日常的な決済手段と

表 4 質問項目と記述統計

質問項目	最小	最大	平均	標準偏差
(i) 回答者の属性				
Q 1. 大学	1	3	2.1109	0.50998
Q 2. 学部	1	3	1.4025	0.79021
Q 3. 学年	1	4	2.1950	0.84428
Q 4. 性別	1	2	1.4025	0.49084
Q 5. あなたは仮想通貨を知っていますか。	1	3	2.0555	0.46621
Q 6. 知っている仮想通貨の種類（名前）は何ですか。	1	2	1.2254	0.41822
Q 7. 5年後にあなたがランチ代を払うのは、次のどの手段だと思えますか。	1	4	2.4562	1.17217
(ii) 仮想通貨の性質				
Q 8. 仮想通貨は、国が発行する法定通貨（例えば日本円）ではありませんが、仮想通貨の「価値の安全性」についてどう思いますか。	1	5	2.2361	0.88681
Q 9. 仮想通貨は、今の現金と同じように、いずれは「個人」で管理・保管できると思えますか。	1	5	3.1664	1.17434
Q 10. 仮想通貨は、形はありませんが、「決済手段」として「法定通貨」と同じように扱ってよいと思えますか。	1	5	2.9374	1.21432
Q 11. 仮想通貨は、形はありませんが、「投資目的」として「金地金（きんじがね、ゴールド）」と同じように扱ってよいと思えますか。	1	5	2.9481	1.18344
Q 12. 仮想通貨は、財産として「現金」よりも魅力的ですか。	1	5	1.9839	1.11270
Q 13. 仮想通貨は、財産として「株式」よりも魅力的ですか。	1	5	2.3506	1.10333
(iii) 暗号通貨交換業者				
Q 14. 仮想通貨は、預金業務の銀行等ではなく、仮想通貨交換業者を通じて取引されていますが、その業者の「管理の安全性」についてどう思いますか。	1	5	2.1825	0.83321
Q 15. 銀行であれば、あなたは仮想通貨を安心して個人として取引できると思えますか。	1	5	2.7907	1.24902
(iv) 信託・信託銀行				
Q 16. 信託銀行の業務には、「個人（委託者）」の財産を信託の設定を通じて「信託銀行」に移転し、その財産を運用・管理し、「指定された個人（受益者）」に利益を渡すことがあります。以下のうち、興味のある項目すべてに○を付けてください。 財産を預ける方（委託者）に興味がある。	1	2	1.8730	0.33329
Q 17. (同上) 利益をもらう方（受託者）に興味がある。	1	2	1.6512	0.47703
Q 18. (同上) 資産の運用・管理（信託銀行）に興味がある。	1	2	1.7120	0.45324
Q 19. (同上) わからない・興味がない。	1	2	1.5886	0.49254
Q 20. 信託銀行が信託財産を、仮想通貨で短期間だけ「管理」することを良いと思えますか。	1	5	2.8462	1.03068
Q 21. 信託銀行が信託財産を、仮想通貨で長期にわたり「管理」することを良いと思えますか。	1	5	2.6225	1.05694
Q 22. 信託銀行が信託財産を、仮想通貨で短期間だけ「運用」することを良いと思えますか。	1	5	2.7800	1.04892
Q 23. 信託銀行が信託財産を、仮想通貨で長期にわたり「運用」することを良いと思えますか。	1	5	2.6011	1.03699

図1 昼食代の支払方法に関する IMF 調査 (2019) との結果比較

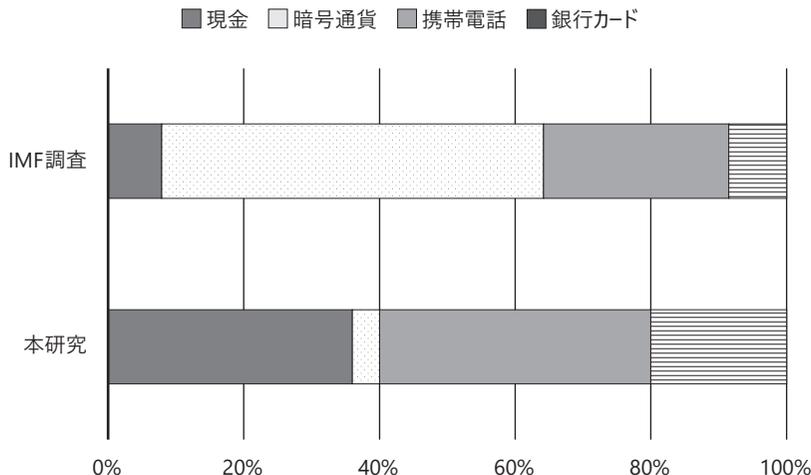


表5 相関分析の結果

	Q 8	Q12	Q13	Q14	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21	Q22	Q23
Q 8	1										
Q12	0.320**	1									
Q13	0.250**	0.434**	1								
Q14	0.584**	0.246**	0.246**	1							
Q17	-0.072	-0.125**	-0.097*	-0.056	1						
Q18	0.018	-0.006	-0.006	0.002	-0.035	1					
Q19	0.014	0.115**	0.081	0.030	-0.597**	-0.524**	1				
Q20	0.175**	0.196**	0.196**	0.112**	0.033	-0.022	0.006	1			
Q21	0.248**	0.240**	0.240**	0.237**	-0.027	0.027	-0.023	0.432**	1		
Q22	0.216**	0.150**	0.150**	0.196**	-0.035	0.006	0.005	0.604**	0.352**	1	
Q23	0.292**	0.199**	0.199**	0.302**	-0.028	-0.043	0.018	0.414**	0.667**	0.530**	1

しての利用する状況は到来していないことになる。IMFによる質問の方法が、5年後には回答者の過半数(56.2%)が暗号通貨を使って昼食代を支払うとする、ある偏りを伴う回答結果をもたらしたと考えることが妥当であろう。

暗号通貨の性質に関して、その価値の不安定さから現金よりも魅力が大きく劣る。同時に、暗号通貨は、決済手段としての利用可能性と投資の対象としての地位に加え、今日的

な現金と同様の個人による保有、管理の可能性を予見されるが、この予見は関連する技術の発展や制度の整備に左右されるものである。なお、投資の対象としての暗号通貨は現金よりも株式に類似しているという位置づけがなされている。

暗号通貨交換業者に関して、暗号資産のカストディ業務のセキュリティ、安全性が低いとみなされており、このことが暗号通貨の価値における安全性にも負の関係で結びついて

表6 因子分析の結果：
表6-1 説明された分散の合計

成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	3.948	32.897	32.897	3.948	32.897	32.897	2.613	21.779	21.779
2	1.514	12.620	45.517	1.514	12.620	45.517	2.113	17.610	39.389
3	1.076	8.970	54.487	1.076	8.970	54.487	1.812	15.098	54.487
4	0.969	8.075	62.562						

表6-2 回転後の成分行列

	成分		
	1	2	3
Q 8	0.165	0.777	0.090
Q 9	0.214	0.043	0.671
Q10	0.097	0.226	0.707
Q11	0.083	0.106	0.651
Q12	0.064	0.590	0.366
Q13	0.112	0.473	0.324
Q14	0.140	0.829	0.008
Q15	0.390	0.249	0.356
Q20	0.778	-0.019	0.139
Q21	0.715	0.232	0.127
Q22	0.780	0.052	0.113
Q23	0.782	0.256	0.123

いる。暗号通貨のカストディ業務を銀行との関係でみると、回答のバラツキが大きく、銀行に対する信頼性を含むそのステータスの一様でないことがわかる。第2次世界大戦後におけるメイン・バンク・システムとも称されたわが国の経済構造に銀行が果たしてきた役割を鑑みるに、この大学生の意識調査の結果には少なからず驚かされる。同時に、その意識下において、いわゆるマクロ資本主義からミクロ資本主義への変化に対する個々の対応を若い世代が実践しているとも評することができる。

信託に関してであるが、信託銀行の業務や仕組みが高度に専門的である（と思われる）

にしても、大学生である調査対象者に一定程度の関心を持たれうることが示された。そして暗号通貨は、信託の業務との関係において利用しようとするならば、少なくとも調査実施時点では、運用よりも管理に、長期よりも短期に重きを置いて取扱われることが望ましいとされた。

ここにおいて因子分析の結果から、「資産の潜在力」、「安全性」、「技術発展の受容」という3つの因子の存在を指摘する。第1の「資産の潜在力」であるが、暗号資産が信託銀行の運用業務においてであれ管理業務においてであれ、信託とかかわる資産としては望ましいとはみなされていない。他方で、暗号資産

の用役潜在力ないし経済的資源という資産の本質を否定されているわけではなく、否、金融システムにおいて暗号通貨に関連するなにかしらの不安定さを払拭し、セキュリティ、安全性を確保することが求められている。

次に第2因子の「安全性」である。暗号通貨交換業者が金融機関ではなく、そのカスタマイ業務のセキュリティが必ずしも確保されているとはみなされていない。加えて、暗号通貨それ自体の価格変動が不安定であるとみなされていることである。暗号通貨のボラティリティの問題は後に対処するにしても、交換業者の業務のセキュリティの確保は国内においても国際的な水準をもって保証されるべきであろう。

そして第3因子の「技術発展の受容」であるが、暗号通貨は無形でありかつ法定通貨ではないにもかかわらず、一部からは支払手段として受け入れられている。また、将来においては今日の現金と同様に個人による管理や保有が可能であると考えられている。そして関連技術が発展するほどに暗号通貨は法定通貨と同様に使用され、金地金と同様に投資の対象となることに信頼性が付与される。

なお、ここで行われた調査は上記のような結果を示しうるが、その解釈において、標本に関する制約すなわち調査対象者が特定の地域にありかつ大学生であるということが消極的な側面も有するという意味で指摘されておかなければならない。

5. 会計と通貨

IASBの2018年版「財務報告に関する概念フレームワーク」によれば、認識(recognition)とは、財政状態計算書(貸借対照表)への記載のために、資産等財務諸表の構成要素のうち1つの定義を満たす項目を捕捉するプロセスである(par. 5.1)。また、測定(measurement)について、「財務諸表に認識される構成要素は貨幣(monetary terms)

によって定量化される。これには測定基礎の選択が必要となる。」(para. 6.1)として、測定基礎として歴史的原価(historical cost)と現在の価値(current value)を提示し、さらに後者については公正価値(fair value)、資産の使用価値(value in use)、現在価値(現在原価 current cost)が示される。

(1) 価値と価格

わが国の会社法は、その第469条において、事業譲渡等をする場合には、「反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の所有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。」と規定する。この「公正な価格」という法律上の文言は、価値と価格の関係ないし本質を考察するうえで興味深い表現である。

国際的な会計基準は、「公正な」と形容する対象を「価格」ではなく「価値」としている。IFRS第13号「公正価値測定」(IFRS13)は、特定の(particular)資産又は負債の測定に用いられる(par. 11)「公正価値」を定義する。公正価値とは、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」(par. 9)であり、ここに価値は価格に具現化される。

その価格決定の主体は市場参加者(market participant)であり、測定は市場を基礎とすることになる。財務諸表を作成する「企業は、資産又は負債の公正価値の測定を、市場参加者が当該資産または負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を用いて、市場参加者が自らの経済的利益が最大になるように行動すると仮定して、行わなければならない。」(par. 22)ことになる。

他方で、IFRS13では当該基準適用の範囲外とした「使用価値」が、国際会計基準第36号「資産の減損」(IAS36)において回収可能価額の決定のために用いられる。企業は回収可能価額として、資産または資金生成単位

の処分コスト控除後の「公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方を選択する。「使用価値」とは「資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値」(par. 6)であり、その見積りの手順の第1は、「当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積り」(par. 31)である。

このことは、物理的には同一の資産であっても、いずれかの企業のその使い方いかんによって当該資産に起因して将来にもたらされるキャッシュ・フローが異なることを意味する。資産の交換すなわち売買取引を考えると、当該キャッシュ・フローを観念するものが価値であり、取引当事者それぞれの価値は当事者間で異なっている、否、異なっているからこそ取引が実行される。他方、取引が実行されるにあたって当事者間で合意に達するものが価格であり、当事者それぞれの異なる価値が同一の価格へと導かれ、取引を成立させていることになる。

支払対価を現金とする機械100の売買取引を仕訳で示せば次のとおりである。売り手、買い手ともに借方、貸方の勘定科目は、企業内部における資産の増減、交換を表す。因果関係によれば、売り手の場合、機械100を手放すことが原因（資産の減少）で、現金100を手にするという結果（資産の増加）となった。買い手はこの逆である。価値と価格との関係を考えてみると、売り手の機械勘定の金額100は現金勘定の100よりも価値において劣り、逆に買い手の機械勘定の金額100は現金勘定の金額100よりも価値において勝る。むしろこの価値の相違こそが、取引当事者に取引を実行する意思を決定させることになる。

売り手		
(借)現金 100	(貸)機 械 100	
買い手		
(借)機 械 100	(貸)現 金 100	

経済学者の言葉を借りれば（「欲望の資本主義」）、価値は主観によるもので測定は不可能、他方で価格は客観的で貨幣により比べることすなわち順位付けが可能となる。取引において価格は同じでなければならないが、売り手の価値は価格よりも低くなければならない（トーマス・セドラチェック）。資本主義の行動基準に関して、利潤が収入と費用の差で計算され、ここに違いが生み出されるとすれば、新しい技術が費用を押し下げることによる。ここに差異性が生み出されるが、逆に、利潤に対する欲望こそが新技術を生み出す（岩井克人）。この発言にある「新技術」とは、そもそものある資産の企業による固有の利用方法が出发点であり、これが進展する場合には無形資産の貸借対照表計上に帰着すると解することができるようにも思われる。

IFRSにおいて公正価値測定領域が拡大しているのは、「IFRSの理論的バックボーンとなっている新古典派経済学やファイナンス理論における『効率市場仮説』」に立脚している。資産負債アプローチでは貸借対照表の純資産が会社の保有する将来キャッシュ・フローを生み出す能力の総体を示し、これが企業価値である（岩井・佐藤 2011, pp. 58-62）。この資産負債アプローチは簿記の計算構造から収益費用アプローチとの違いが説明され、今日的な財務諸表の読み方、分析の実践へとつながっていくのであるが（新田、2020, 第1章参照）、収益費用アプローチにおいては価値と価格はどのように考えられていたのであろうか。

ペイトン&リトルトン（1940）によると、発生した費用は、関係生産要素の取得時における市場価値を示すものとして仮定する。換言すれば、その当初にあっては原価（cost）と価値（value）とは同一である。しかし時間の経過につれて、特定の生産要素の価値は、同種品目の現在原価（current cost）または現在の市場価格（current cost or market price）に表現する限りにおいて、変動する

ことになる。変動が生ずる場合、なお使用中の項目の実際原価を、その時の経済的な意義を測定する尺度として全面的には受入れがたいことも明らかとなる。会計の主要目的は、費用と収益とを対応せしめる組織的な手続きによって、期間利益を測定することである (pp. 204-205)。

ここでの期間利益は当期純利益であり、これを算定する収益費用アプローチにおいては取得原価すなわち歴史的な原価が測定に用いられることになる。公正価値を用いた測定を行い、その結果としての純資産ないし包括利益の算定を求める資産負債アプローチとは異なっている。重要なことには、財務報告の役割を利害調整と意思決定有用性のいずれに求めるにしても、英国流の真実かつ公正 (true and fair) の形容の有無にかかわらず、経済的実質を反映するべく財務諸表の写像 (view) としての地位は確保されなければならない。ここにおいて、先の機械勘定100の現金による取引例にさかのぼれば、取引当事者それぞれが機械勘定100ではなく現金勘定100に期待するところ、すなわち手放した者、受取った者、それぞれが現金に対して主観的に保有していた価値に関する問題に直面する。加えて、本稿のテーマとの関係においては、当該取引において現金すなわち法定通貨に代わって、財務諸表の測定単位として暗号通貨の利用される余地がありうるのかという問題である。

(2) 暗号通貨の資産性

報告第38号も参考にするIASBの2018年版「財務報告に関する概念フレームワーク」によれば、資産とは「過去の事象の結果として企業が支配 (control) している現在の経済的資源 (economic resource)」(par. 4.3) であり、経済的資源とは「経済的便益を生み出す潜在能力 (potential) を有する権利 (right)」(par. 4.4) である。この定義 (の改訂前のもの) に照らして、AASB (2016) は、「仮想

通貨は、決済でデジタル通貨単位を購入し、『採掘』しまたは受取り (すなわち「過去の事象」)、交換の媒介として当該単位を販売または利用する時を決めることができるようにこれを支配することができるがゆえに (すなわち「支配している資源」)、その仮想通貨の売却又は他の財やサービスとの交換により経済的便益が企業へ流入すると予想され、仮想通貨が資産の定義を満たしているとの意見を表す (p.8; なお改訂後の定義においてその文言から「流入の予想」は削除されている)。

IFRS-ICは、2018年のスタッフ・ペーパー4Aにおいて、暗号通貨の定義を、中央銀行の発行によらないとの注を付して、セキュリティのために暗号を用いたデジタルのまたは仮想の通貨とする (par. 4)。興味深いのは、暗号通貨を暗号資産 (cryptoasset) として知られているより広範に及ぶ資産クラスの一部である特定の形態の資産とみなすことである。ここで暗号資産とは、ブロックチェーンで記録される資産を含むデジタル資産のクラスであって交換の媒体として使用を意図されるものであるか (例: 暗号通貨)、又はその保有者に特定の権利を付与する資産でありうる (例: 暗号トークン) (par. 5)。ただしIFRS-ICは、関連作業においてはIASBの要求に従い、暗号通貨に拡大することなく暗号通貨に限定しての分析に終始する (par. 6)。暗号通貨は、暗号通貨として直接、暗号資産のひとつとして間接にいずれにおいても、今日的な資産の定義を満たすことになる。

それではそもそも現金 (cash, currency, money) は会計上どのように取扱われるのであろうか。IAS第32号「金融商品: 開示」(IAS32) は、金融資産のひとつとして現金を挙げ (par. 11)、「通貨 (現金) が金融資産であるのは、交換の媒体を表しているからであり、したがって財務諸表においてすべての取引が測定かつ認識される基準 (basis) であるがゆえにである」(par. AG3) という、

その2つの役割についての説明を加えている。また、金融資産は、他の当該項目に対して与えられる説明によれば、「将来において現金を受取る契約上の権利」(par. AG4)である。なお、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」(IAS7)は現金を手元現金と要求払預金とから構成されるとする(par. 6)。IAS第29号「超インフレーション経済下の財務報告」(IAS29)では、貨幣性項目(monetary item)を保有している通貨及び通貨で受取るか支払うこととなる項目(par. 12)と定義する、

先の機械勘定100の現金売買取引の例を用いれば、売り手側の「(借) (現金) 100」は、現金が将来における他の財やサービスとの「交換の媒体」として100という価格のみにおいて評価されることである。そしてこの現金は営業上の取引を経たのちの交換の最後に現金に帰する。戻ってきた最後の現金の評価を保証するのは現金の発行および流通にかかわる契約上の最終当事者である国家である。その国家の物理的な紙幣や硬貨の額面価格とその保有者が期待するその内在価値との間に相違をもたらさないこと、国家による普遍的な交換の保証こそが通貨を資産たらしめていることになる。そしてそれゆえに、他のすべての項目に対して、通貨が認識および測定の基礎として使用されるのである。

(3) 簿記上の取引

おおよそ法律の整備のない原始の時代における商人(商売人)による以下のような商品売買取引を考えてみる。

- ① 商人Aは、商人Bとの間で、現金100を対価として商品Xを仕入れる約束をした。
- ② 商人Aは、商人Bに現金100を支払って、商品Xを受取った。
- ③ 商人Aは、商人Cとの間で、現金150を対価として商品Xを販売する約束をした。
- ④ 商人Aは、商人Cから現金150を受取って、商品Xを引渡した。

これを商人Aが仕訳帳で記帳すると次のようになる。

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① | (仕訳なし) |
| ② | (借) (商品) 100 (貸) (現金) 100 |
| ③ | (仕訳なし) |
| ④ | (借) (現金) 150 (貸) (商品) 150 |

仕入取引についてみると、①の段階で商人Aにとって目的とすること、確保しなければならないことは、商品Xを100として物理的に手にすること、占有することである。そしてこのことが現実となった②の段階において商人Aは初めて仕入取引を事実と認め、借方に商品勘定100という資産の増加、貸方に現金勘定100という資産の減少を記し、もって資産の交換取引を仕訳として記帳することになる。販売取引についてみると、③の段階で商人Aにとって目的とすること、確保しなければならないことは、現金勘定100を物理的に受取ることである。そしてこのことが現実となった④の段階において商人Aは初めて販売取引を事実と認め、借方に現金勘定150という資産の増加、貸方に商品勘定150という資産の減少を記し、もって資産の交換取引を仕訳として記帳することになる。

商人が実際に行っているところを会計実務といえ、会計実務を説明しようとするものが会計理論であり、会計実務を規定するもの

が会計制度ともいえる。これらは反対の方向も含めトライアングルで相互に影響を及ぼす。会計の国際的な類型化に関する研究成果によると、「世界の各国において社会的に妥当と認められる会計基準に準拠している各国の企業会計実務を通覧すると、それが諸国においてそれぞれの環境条件に適合するよう独自の発達を遂げ、すぐれて国内的な特徴を備えるに至っていることが判明する。」(黒田1989, pp. 2-3)。そしてその類型の要因のひとつとして法体系が指摘されてきたところである(辻1997, pp. 142-143参照)。

生じた紛争の解決のために、また今後生じるであろう紛争の予防のために、取引②と取引④については物権の、取引①と取引③については債権の整備が進んできたこと、さらにこれらが複合的に対処されてきたことを想像する。わが国において物権と債権の峻別、契約における所有権の移転時点等を鑑みれば、簿記上の取引は取引②、取引④ではなく、取引①、取引③とされる意義ないし可能性を検討の余地があった。

米国における契約の履行の観点から認識すなわち仕訳の開始時点を検討したのが Ijiri (1980) である。銅の買い手A社の立場から、認識の時点として以下の5つを設定する(pp. 12-15)。

- ① 引渡時点—B社がA社へ同を引渡すとき
- ② 分別時点—A社のためにB社が銅を船積分別するとき
- ③ 製造時点—B社が銅鉱石の加工を終えたとき
- ④ 調達時点—B社が銅鉱石を採掘するとき
- ⑤ 契約時点—A社とB社が契約書に署名するとき

米国において、時点①が認識時点として引渡しを採用する現行の実務を示す。これに対

して時点⑤は最も早期の可能な認識時点であり、仕訳として示せば次のようになる。

(借)(注文中の原材料(契約時)) XXX (貸)(注文中の原材料への コミットメント(契約時)) XXX

取引②から取引④についてもA社による銅の所有(占有)や履行義務についても検討をしたうえで、米国の概念フレームワークを鑑み、より早期の他の会計上の認識時点との比較において、引渡時点での認識が意思決定に対する目的適合性を貶めうる可能性を示唆する(p. 42)。なおこの分析の背景には、米国における物権、債権、それぞれの法整備の経緯、会計理論が会計制度を通じた会計実務に果たすべき役割に対する見識があるように想像する。

このような米国はIASBとの共同プロジェクトを進め、収益の認識に関して同一の内容として会計基準を完成させた。この波及として、後者における国際財務報告基準第15号「顧客との契約から生じる収益」(IFRS15)がわが国における企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(基準第29号)の開発につながり、IFRS15と事実上同一の内容がわが国に適用されることになった。

基準第29号の基本となる原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである(第16項)。そしてこの原則に従って収益を認識する5つのステップが用意され、その第5ステップは「履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する」(第17項)である。ここでは実現原則にみられた物権から5つのステップでの債権へと着眼のシフトが見られるように思う。他方で、第5ステップで求められる履行義務に関する資産の移転、資産に関する支配の獲得のために、このような債権による収益の認識が実現原則によった場合よりもより早い時

点での認識とは必ずしもならない結末に不思議な感想を覚える。

(4) 通貨の特徴

IFRS-IC スタッフ・ペーパー(2018、par. 15)によれば、IFRSにおいて規定される現金の特徴は次の3つに整理される。

1. 交換の媒体 (medium of exchange)
2. 計算の単位 (unit of account)
3. その他
 - a. 法定通貨 (legal tender)
 - b. 価値の貯蔵庫としての利用 (use as a store of value)

これらの特徴が暗号通貨に備わっているかについて、それぞれ以下で検討してみたい。

まず交換の媒体についてのIFRS-ICの見解であるが、現金は財やサービスの交換において媒介 (intermediary) でなければならない。すなわち、現金は、取引当事者が反対方向ではあるが等しい取引に対するニーズを有している物々交換取引に取って代わるものである (par. 16)。当該ペーパーは、暗号通貨のうちビットコインが交換の媒体として広く受け入れられているというその地位を支持する十分な証拠がないとしてこれを否定する (par. 19)。しかし表7を作成してみると、これを不十分 (insufficient) とみなすかはともかくも、暗号通貨の受入れの拡大をみてとる

ことができる。

次に、計算の単位についてのIFRS-ICの見解であるが、財およびサービスの経済的価値 (economic worth) に捕捉を可能とする標準的な測定値として現金が役目を務めることが計算の単位の概念である。すなわち、現金は財およびサービスの価格付けのために用いられるものである (par. 20)。暗号通貨を用いてその財やサービスの価格付けを行っている企業は現存しない。法定通貨と並べて受入れるビットコインの価格を付すとしても、当該ビットコインの価格は、法定通貨との関係で、日々その価値の変化に反応して付されなければならない。ここにビットコインは計算の単位とはなりえないことになる (par. 22)。

確かにビットコインの価格変動の小さくないことは事実として指摘されよう (CoinMarketCap 2021参照)。しかしながら、その価格変動の問題は暗号通貨に限った特徴ではなく、法定通貨であってもインフレーションや為替相場の変動にも生じてきたことであり、将来においても生じうることであろう。それぞれに会計基準が開発されており、例えば前者の場合にはIAS第29号「超インフレーション経済下における財務報告」は、一般物価指標による修正再表示 (par. 11)、これが利用できない場合での機能通貨と外国通貨

表7 ビットコインの受入企業

調査主体等	年	事 項
99Bitcoins	2016	支払手段として99社がビットコインを受入れ (マイクロソフト社、デル社を含む)
Morgan Stanley	2018	米国eコマース上位500ウェブサイトのうち4のみ暗号通貨を受入れ
99Bitcoins	2018	91社が支払手段としてビットコインを受入れ (2018年1月時点)
https://spendbitcoins.com/	2018	世界規模で100,000超の事業者がビットコインを受入れ (その多くは小規模事業者でIFRS非適用)
99Bitcoins	2021	米国中小事業者の36%がビットコインを受入れ (2019年10月時点。59%は自己の利用目的でもデジタル通貨を購入。有名企業としてウィキペディア社、マイクロソフト社、AT&T社)

(出所) IFRS-IC (2018), AASC (2016), <https://99bitcoins.com/bitcoin/who-accepts/> により作成。

の換算相場等の推定値の利用 (par. 17) が規定されている。

さらに暗号通貨の価値の貯蔵庫としての利用であるが、IFRS-ICによれば、現金は、購買力を現在から将来へ移転する手段として機能する貯蔵庫であり、この機能が典型的に当てはまるためには、時の経過にあつて合理的に安定した価値を有することが求められる (par. 27)。しかし現実には超インフレーションが存在していることがあり、通貨の交換比率にみる為替相場の変動の激しいことも現実であれば、法定通貨との比較において、この価値の貯蔵庫としての利用に暗号通貨が劣っているとは思われない。

特徴の最後として法定通貨の問題であるが、IFRS-IC (par. 24) は AASB (2016) を引用する。すべての法域が公式の声明をしているわけではないが、デジタル通貨を法定通貨として認めているところは (いまだ) 無いようである。また当該声明を発したところの大部分は、そのボラティリティに関心を有し、規制の欠如を不安視する。またこの概念は、交換の媒体として特定の資産が利用されている証拠を示すかもしれない (par. 25)。

この点に関して、先ごろ、エルサルバドル国がビットコインを法定通貨にする法案を議会で可決した旨が報じられた (日本放送協会 2021)。ただし現状としては同国による実際の施行については不透明である。

以上、通貨の特徴を暗号通貨の視点から検討した結果をまとめると表 8 のようになる。

IFRS-IC は、通貨の特徴として交換の媒

体および計算の単位に加え、価値の貯蔵庫としての特徴が多く、経済学者によって考えられているとし、Mankiw の著作を例示している (para. 26、footnote4)。以下では Mankiw (2019) と Krugman & Wells (2013) により、経済学的な通貨についての見解を見ていく。

Mankiw (2019, p. 82) と Krugman & Wells (2013, pp. 845-846) はいずれも通貨の機能ないし役割として、交換の媒介、計算の単位、価値の貯蔵庫を挙げる。留意されるべきは通貨の機能、役割としては法定通貨が取扱われておらず、これとは別に通貨の形態のひとつとして記載されている。Mankiw (2019, p. 83) は通貨の形態として法定通貨を商品通貨の 2 類型を、Krugman & Wells (2013, pp. 846-847) はこれに商品裏付貨幣を加え 3 類型を提示する。法定通貨について、前者は「貨幣に内在的な価値 (intrinsic value) はない。政府の法令すなわち法定によって貨幣として定着される。」、後者は「価値が支払の手段としてのその公的な地位 (official status) にのみ由来する交換の媒介」と説明がなされ、通貨の価値が法域によって保証されていることを共に示す。

IFRS-IC の分析にあつて、法定通貨という通貨の形態を通貨の特徴として通貨の機能、役割に混在させている点に問題の本質が垣間見えるように思われる。すなわち、暗号通貨を法定する場合にその法定する主体に支障が生じうるということである。暗号通貨のひとつの特徴に発行量の上限の定められていることがある。法定通貨の場合にはその価値が急上昇すれば中央銀行が介入し、通貨の供給量を増やすことによって値上がりの期待を抑えてくれる (岩井他 2020, pp. 58-59 参照)。すなわち法定通貨に比べ暗号通貨は、政府の政策に供するに不都合な側面を持つ通貨ということになる。

暗号通貨が電子情報化された数字を通貨として流通させる試みであるとする、このような電子情報化された数字を通貨とする仕組

表 8 通貨の特徴と暗号通貨との関係

特 徴	IFRS-IC	本研究
交換の媒体	×	○
計算の単位	×	○
その他 法定通貨	×	△
その他 価値の貯蔵庫としての利用	×	○

みはすでに使われている。経済学では紙幣や通貨のような現金のほかに、銀行預金も通貨とみなす。預金口座を利用した決済では銀行間で電子情報が送られ、これも一種のデジタル通貨である（岩井他 2020、p. 52）。

IAS32は、銀行または類似金融機関での銀行預金を金融資産のひとつとする。「なぜならば、預金者が金融負債の支払いのための債権残高として、金融機関から現金を得るか、又は小切手若しくは類似の金融商品を引き出す契約上の権利を表しているからである。」（par. AG3）。銀行とマネー・サプライとの関係を経済学的に理解しようとするならば（Mankiw 2019、p. 611参照）、銀行預金は、預金者と銀行との債権債務関係であるが、同時に（複数の）銀行が介在する関係でもあり、最終的には預金者と中央銀行すなわち国家との債権債務関係に帰着する。

この預金者と国家との債権債務関係は、紙幣や硬貨という手許現金にも当てはまる。これらは物理的な形態を有するがゆえにモノとしての性質をも備えるが、その本質は約束ということになる。ここでモノと約束との関係を比較し、商品売買における実現原則の意義を再考してみる。

シュマーレンバッハの言葉を借りれば（1955）、実現主義は、経営のすべての給付が現金売りの場合には支払いの入金、信用売りの場合には計算書の発送をもって期日となし、収益として記帳されうる。実務的には商品を販売価格をもって評価すること、すなわち、利益の付加は計算書を発送したときに行われる。正当に言うことは、実行を脅かす諸々の危険は計算書を渡すことと、物品の引渡しとによって本質的に克服することができる（p. 58）。

商品の販売価格は売買契約により約束されてはいるがそれは観念の段階であり、商品の引渡しと代金の受取りとによって実現の段階を迎え、ここにおいて当該商品は社会によって売買価格での評価を受けたことになる。通

貨の場合はどうであろうか。通貨の額面金額に時の経過に伴う変化はなく、モノと契約の間、取引の前と後との間でその評価は不変である。価値は価格であり、価格は額面金額に他ならない。

貸借対照表の原理と構造を整理するにあたり、シュマーレンバッハ（1955、p.52）は、その借方の「支出にしていまだ費用になっていないもの」など4項目に、「支払手段」を加えて動的貸借対照表を完成させる。ここでの通貨は他の項目との相対的な関係で「支払手段」としての意義が認められる。この動的貸借対照表は、いまだ解決されないものはなお存在する積極的な力と消極的な義務とを表すがゆえに「力の貯蔵」を表示する（p. 55）。ここでは未解決項目をもって力の源泉とするが、すべての項目が最終的には貸借対照表の支払手段に帰着するのであれば、通貨が価値の貯蔵庫としての役割を果たしているとも考えられる。

このように、収益費用アプローチは現金を交換手段としてとらえ、価値と価格の同一性からその測定は額面金額の価格に従った。今日の資産負債アプローチによる今日の会計基準によっても、現金は額面金額の価格による。他方で、暗号通貨は、わが国の報告第38号によれば、暗号資産を既存の会計基準を適用しえない資産とみなしたうえで（第33項）、暗号通貨に活発な市場が存在する場合には、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する（第5項）。IFRSにおいては、既述のとおり、暗号通貨は、通常の営業過程において保有されていないのであれば無形資産として会計処理され、それ以外の場合には棚卸資産として会計処理される。いずれにせよ、暗号通貨は、会計制度上、通貨としての取扱いを受けていない。

歴史的原価と公正価値とが乖離する暗号通貨にあって、今日の通貨としての役割を果たす状況ができたときの暗号通貨の測定、さら

には法定通貨に対してその内在価値を考慮した公正価値測定の実用、これらが今後の課題となるかもしれない。

【参考文献】

- Australian Accounting Standards Board, Principal author: Henri Venter (2016). *Digital currency – A case for standard setting activity, A perspective by the Australian Accounting Standards Board (AASB)*. ASAF meeting as of December 2016.
- CoinMarketCap (2020) *Bitcoin*. Retrieved from <https://coinmarketcap.com/currencies/bitcoin/>
- Cowley, A. (2018). Accounting for crypto. *Accountancy*, November, 57-60.
- Dzinkowski, R. (2019). Accounting for cryptos. *Global Finance*, 33(7), 16-17.
- Ijiri, Y. (1989). *Recognition of contractual rights and obligations*. Stamford, Conn.: FASB.
- IMF (2018) *Global financial stability report*, April 2018.
- IMF (2019) Retrieved from <https://twitter.com/imfnews/status/1116082402940551169>
- Investopedia, Jake Frankenfield (2020) *What Is a Cryptocurrency?* May 5, 2020. Retrieved from <https://www.investopedia.com/terms/c/cryptocurrency.asp>
- Kam, Y. (2017). Cracking the cryptocurrency code: Or what is a 'Bitcoin' anyway? *PWC IFRS News*, March.
- Krugman, P & Wells, R. (2013) *Economics*. NY, Worth Publishers: USA
- Mankiw, N (2018) *Principles of economics*. Boston, MA, Cengage Learning: USA
- Reischauer, E. & Jansen, M. (eds.) (1995). *The Japanese today*. Enlarged edition. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Tsujii, M. & Hiraiwa, M., (2018). An analysis of the internal consistency of the new accounting standard for virtual currencies in Generally Accepted Japanese Accounting Principles: A virtual currency user perspective. *International Journal of Systems and Service-Oriented Engineering*, 8 (2), 30-40.
- 愛知県県民文化部県民生活課 (2018). 「仮想通貨等に関するアンケート調査報告」、2018年10月、<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/monitor-en30.html>
- 岩井克人・佐藤孝弘 (2011) 『IFRSに異議あり』、日本経済新聞社。
- 岩井克人他 (2020) 『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』、東洋経済新報社。
- 閣議決定 (2001) 『「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」について』、平成13年6月26日、<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2001/0626kakugikettei.pdf>
- 金融広報中央委員会 (2020) 「家計の金融行動に関する世論調査 [単身世帯調査] (令和2年)」、<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/yoron/tanshin/2020/20bunruit001.html>
- 黒田全紀 (1989) 『EC会計制度調和化論』、神戸大学研究双書刊行会 (有斐閣)。
- 経済産業省 (2020) 「キャッシュレス・ポイント還元事業(2019年10月～2020年6月)」、2020年7月1日、https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/cashless_payment_promotion_program/index.html
- GMO Coin (2019) 「ユーザー約1万名を対象とした仮想通貨アンケート調査」、<https://coin.z.com/jp/news/2019/03/1479/>

シュマーレンバッハ (1955) 『動的貸借対照表論』、12版、土岐政蔵訳、森山書店、1959年。

辻峰男 (1997) 『オフバランス会計の国際比較』、白桃書房。

新田忠誓編著 (2020) 『実践財務諸表分析』、第3版、中央経済社。

日本銀行調査統計局 (2020) 『資金循環の日本欧比較』、2020年8月21日、

<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjihq.pdf>

日本放送協会 (2021) 「中米エルサルバドルビットコインを法定通貨にする法案可決」、

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210610/k10013078351000.html>

ペイトン&リトルトン (1940) 『会社会計基準序説』、中島省吾訳、改訳版、森山書店、

1958年。

「欲望の資本主義 欲望の貨幣論 やめられない止まらない 特別編」、日本放送協会、BS1スペシャル、2019年12月30日、テレビ放送。

* 当初の研究題目は「信託と仮想通貨の資産性」であった。本研究期間中の国際的な会計基準設定機関における議論等を鑑み、題目には、仮想通貨 (virtual currency) や暗号資産 (crypto asset) ではなく暗号通貨 (cryptocurrency) を用いることにした。なお、本研究の実施にあたり、大阪府立大学大学院経済学研究科研究倫理委員会より承認を得ている。

(つじ・みねお)